

【事例3】

〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事
〇〇 〇〇 殿

起業者 〇〇県〇〇市〇〇字〇〇〇〇番地
〇 〇 市
上記代表者
〇〇市長 〇〇 〇〇

事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

- 1 起業者の名称 〇〇市
- 2 事業の種類 〇〇小学校校舎改築事業
- 3 起業地
 - イ 収用の部分
〇〇〇〇県〇〇〇〇市〇〇〇〇字〇〇〇〇地内
 - ロ 使用の部分
なし

【事例3】

4 事業の認定を申請する理由

〇〇市は平成〇〇年〇〇月〇〇日に、1町3村（〇〇町・〇〇村・〇〇村・〇〇村）が合併により誕生し、〇〇島南部の東海岸にあつて県都〇〇市から南東方約〇〇kmに位置し、静穏な〇〇湾と太平洋に面し、北は〇〇町、西は〇〇町、〇〇町に接している。

当市内の西側内陸部は旧〇〇村（以下「〇〇地区」という。）が位置し、〇〇地区は庁舎の存する字〇〇等の古くからの集落や〇〇〇〇タウンの分譲住宅等、全24の行政区から構成されている。

〇〇地区には現在、〇〇字〇〇地内に〇〇市立〇〇小学校（以下「〇〇小学校」という。）及び〇〇字〇〇地内に同〇〇小学校（以下「〇〇小学校」という。）の二校が配置され、地区内北側の7行政区（自治会）が〇〇小学校の通学区域、残りの17行政区が〇〇小学校の通学区域に指定されており、〇〇小学校については平成〇〇年〇〇月〇〇日（二学期始業時）に、新校舎等の完成により現在地に移転開校している。

現在の〇〇小学校における各施設は、昭和56年の建築基準法の改正（以下「耐震基準」という。）前の構造物で、2棟ある校舎が建築後〇〇年及び〇〇年、屋内運動場（体育館）が同〇〇年、プールが同〇〇年を経過し、鉄筋コンクリート造の校舎や屋内運動場は、天井や壁等がコンクリート剥離により老朽化が進み、平成〇〇年度に実施された耐力度調査において、校舎及び屋内運動場は危険建物と判断される等、児童の安全確保が困難な状況となっている。また、学校敷地（以下「校地」という。）が狭隘なため、校舎等を建替える際に要する経費の国庫負担等を定める“義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律”の他、“公立学校施設整備費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（以下「運用細目」という。）”に規定される面積等の確保が難しいため、多様化する社会に対応する高機能な学習環境に必要な新たな施設の整備が行えない状況である。さらに、古くからの〇〇集落内に存し、学校周辺には住宅等が密集しているため、校地の拡大も困難なうえ、集落内を走る幅員狭小な生活道路が通学路となっており、歩道設置等による通学路の整備も行えない状況となっている。

加えて現在の学校位置は、明治〇〇年の校舎建設によるもので、その後、昭和〇〇年に〇〇、〇〇、〇〇の行政区が〇〇町へ分離したことによって、当該位置は〇〇地区の北端、〇〇町との境界付近となり、そのため通学区域内の他の行政区からは、通学距離に隔たりが生じているため、その解消が強く望まれている。

〇〇小学校校舎改築事業（以下「本事業」という。）は、〇〇市〇〇字〇〇地内に、新たに〇〇小学校（以下「新〇〇小学校」という。）を建設のうえ、現在地より移転を行うものであり、土地収用法第3条第21号に該当する事業である。

本事業の施工により、手狭な現在地から新たな移転先において運用細目に対応できる校舎を建設するとともに、高機能・多機能な学習施設の整備も行え、併せて「官庁施設の総合耐震基準」に適合する災害に強い建物を建築することによって、児童の安全が確保され、安心して学習に組み学校生活を送れるものである。

また、通学区域内のほぼ中央に移転することで、通学距離の隔たりが解消され、さらに移転先は農地が広がる高台に位置することから見通しが良く、現在、拡幅工事等が進められている市道〇〇〇〇線及び整備計画が予定されている〇〇土地改良〇〇号線に接道しており、両路線の整備進捗によって児童の登下校時の防犯性・安全性も確保されるものである。

【事例3】

加えて、新〇〇小学校は通学区域内の中央に配置され、災害に強い建物が建築されることで、災害等発生時において重要な避難場所の一つとしての役割を担うと共に、その機能強化が図られるものである。

本事業に必要な土地の面積は 19,290.07 m²、土地所有者及び関係人は〇〇名であり、平成〇〇年〇〇月から用地取得の協議を開始し、平成〇〇年〇〇月末現在で、事業に必要な土地の面積のうち〇〇.〇m²（約〇%）、土地所有者及び関係人のうち〇〇名（〇%）については本事業への同意を得ている。

起業者としては、今後とも用地取得に最善の努力を続ける所存であるが、任意による用地取得が困難な場合には、速やかに収用委員会の裁決を受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受け、事業の円滑な推進を図ろうとするものである。

【事例3】

添 付 書 類

- | | | | | |
|----|----------------------------------|---------------|----|-----------|
| 1 | 事業計画書 | | | |
| 2 | 法第4条に規定する土地に関する調書 | | | (添付書類第1号) |
| 3 | 法第4条に規定する土地の管理者の意見書 | | | (添付書類第2号) |
| | 照会文(写) | 2通 | | (添付書類第3号) |
| | 回答文(写) | 2通 | | |
| 4 | 法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 | | | (添付書類第4号) |
| | 照会文(写) | 2通 | | |
| | 回答文(写) | 2通 | | |
| 5 | 法第15条の14の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面 | | | (添付書類第5号) |
| 6 | 起業地の位置を表示する図面 | (縮尺 1/25,000) | 1葉 | (添付図面第1号) |
| 7 | 起業地、事業計画、法第4条地及び法令制限地を表示する図面 | (縮尺 1/500) | 1葉 | (添付図面第2号) |
| 8 | 起業地内の物件等を表示する図面 | (縮尺 1/500) | 1葉 | (添付図面第3号) |
| 9 | 事業計画を表示する図面 | (縮尺 1/500) | 1葉 | (添付図面第4号) |
| 10 | 建物施設図面(平面図、立面図、断面図) | (縮尺 1/200) | 4葉 | (添付図面第5号) |
| 11 | 起業地等縦断図 | (縮尺 1/500) | 1葉 | (添付図面第6号) |
| 12 | 移転先選定検討位置図 | (縮尺 ー) | 1葉 | (添付図面第7号) |

【事例3】

1 事業計画の概要

〇〇市は平成〇〇年〇〇月〇〇日に、1町3村（〇〇町・〇〇村・〇〇村・〇〇村）が合併により誕生し、〇〇島南部の東海岸にあって県都〇〇市から南東方約12kmに位置し、静穏な〇〇湾と太平洋に面し、北は〇〇町、西は〇〇町、〇〇町に接している。

当市内の西側内陸部は旧〇〇村（以下「〇〇地区」という。）が位置し、〇〇地区は庁舎の存する字〇〇等の古くからの集落や〇〇〇〇タウンの分譲住宅等、全24の行政区から構成されている。

〇〇地区には現在、〇〇字〇〇地内に〇〇市立〇〇小学校（以下「〇〇小学校」という。）及び〇〇字〇〇地内に同〇〇小学校（以下「〇〇小学校」という。）の二校が配置され、地区内北側の7行政区（自治会）が〇〇小学校の通学区域、残りの17行政区が〇〇小学校の通学区域に指定されており、〇〇小学校については平成〇〇年〇〇月〇〇日（二学期始業時）に、新校舎等の完成により現在地に移転開校している。

現在の〇〇小学校における各施設は、昭和56年の建築基準法の改正（以下「耐震基準」という。）前の構造物で、校舎が建築後〇〇年及び〇〇年、屋内運動場（体育館）が同〇〇年、プールが同〇〇年を経過し、鉄筋コンクリート造の校舎や屋内運動場は、天井や壁等がコンクリート剥離により老朽化が進み、平成〇〇年度に実施された耐力度調査において、校舎及び屋内運動場は危険建物と判断される等、児童の安全確保が困難な状況となっている。また、学校敷地（以下「校地」という。）が狭隘なため、校舎等を建替える際に要する経費の国庫負担等を定める“義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律”の他、“公立学校施設整備費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（以下「運用細目」という。）”に規定される面積等の確保が難しいため、多様化する社会に対応する高機能な学習環境に必要な新たな施設の整備が行えない状況である。さらに、古くからの〇〇集落内に存し、学校周辺には住宅等が密集しているため、校地の拡大も困難なうえ、集落内を走る幅員狭小な生活道路が通学路となっており、歩道設置等による通学路の整備も行えない状況となっている。

加えて現在の学校位置は、明治〇〇年の校舎建設によるもので、その後、昭和〇〇年に〇〇、〇〇、〇〇の行政区が〇〇町へ分離したことによって、当該位置は〇〇地区の北端、〇〇町との境界付近となり、そのため通学区域内の他の行政区からは、通学距離に隔たりが生じているため、その解消が強く望まれている。

〇〇小学校校舎改築事業（以下「本事業」という。）は、〇〇市〇〇字〇〇地内に、新たに〇〇小学校（以下「新〇〇小学校」という。）を建設のうえ、現在地より移転を行うものである。本事業の施工により、手狭な現在地から新たな移転先において運用細目に対応できる校舎を建設するとともに、高機能・多機能な学習施設の整備も行え、併せて「官庁施設の総合耐震基準」に適合する災害に強い建物を建築することによって、児童の安全が確保され、安心して学習に取り組む学校生活を送れるものである。

また、通学区域内のほぼ中央に移転することで、通学距離の隔たりが解消され、さらに移転先は農地が広がる高台に位置することから見通しが良く、現在拡幅工事等が進められている市道〇〇〇線及び整備計画が予定されている〇〇土地改良〇〇号線に接道しており、両路線の整備進捗によって児童の登下校時の防犯性・安全性も確保されるものである。

加えて、新〇〇小学校は通学区域内の中央に配置され、災害に強い建物が建築されることで、

【事例3】

災害等発生時において重要な避難場所の一つとしての役割を担うと共に、その機能強化が図られるものである。

なお、新〇〇小学校の移転先については、“〇〇小学校用地選定の確定についての答申書（平成〇〇年〇〇月）”により決定がなされている。

また、校舎、運動場等の施設の機能、規模、配置計画等については、“小学校設置基準”“公立学校施設整備事務ハンドブック”及び通学区域の状況等を勘案のうえ、“〇〇小学校教育施設基本計画の策定について（答申）”に基づいて決定がなされたものであり、その検討内容の概要等については次のとおりである。

①配置方針

- 各施設が機能的な連携を発揮できるよう配置する。
- 各施設部分について、適切な日照、通風、その他自然環境を確保できるよう配置する。
- 児童及び訪問者と車両等の移動経路の明確な分離が可能となるよう配置する。
- 防犯及び事故防止のため、各施設が見通せるよう配置する。
- 周辺への粉塵対策（運動場）を講じる。

②平面計画（校舎）

（普通教室）

- 教室から直接行ける屋外空間を計画し、休み時間等に児童が楽しく遊べる環境を作る。
- 各学年、学級数が増えた場合、学年毎の空間的なまとまりを崩すことのないよう増築可能な計画とする。

（特別支援教室）

- 個々のニーズに応じた教科指導や自立活動が柔軟に対応できる空間を計画する。
- 職員室、保健室との連絡に留意した配置計画とする。

（特別教室）

- 利用予定学年、利用形態に応じ、普通教室から移動しやすい位置に計画する。
- 教材庫を特別教室に隣接し設ける。
- 多様な学習形態に対応できるよう、新世代学習室を計画する。

（管理関係諸室）

- 学習関係諸室等と移動しやすい位置にまとまりのある空間として計画する。
- 屋外運動場、アプローチ部分等、見通しが良く校内各所への移動に便利な位置に計画する。

③その他計画

- 屋内運動場は雨天時の利用を考慮し、校舎と2階渡り廊下にて連結する。また、屋外運動場に移動しやすく、相互に見渡すことができる位置に計画する。
- 正門からのアプローチ空間は、児童が新鮮な気持ちで一日をスタートできるように、花や緑の並木を設ける等の演出が行える計画とする。
- 座れるベンチコーナー等の小空間を設ける等、児童に視線の変化をもたらし、次の授業への移動時にリフレッシュできるよう計画する。
- 地域の自然を学び、自然の大切さを学ぶ教材として、学校ビオトープを計画する。

なお、事業計画の概要は、次のとおりとなっている。

【事例3】

① 校地面積	19,290.97 m ²	〇〇小学校用地(起業地)
校舎部分	2,193.08 m ²	校舎敷地部分
運動場	6,370.65 m ²	200mトラック、運動会時のテント設置部分
屋内運動場(体育館)	1,181.16 m ²	体育館敷地部分
渡廊下	33.15 m ²	校舎と体育間との連絡通路部分
その他施設	164.88 m ²	浄化槽、屋外便所、屋外倉庫、ゴミ置場、消化ポンプ室、蝶園、飼育室等部分
スタンド	154.45 m ²	敷地内高低差を利用した運動場観覧部分
※駐車場(職員)	1,060.58 m ²	駐車スペース 30 台(職員専用)
// (一般・来客)	1,474.56 m ²	児童送迎車両の転回広場及びその待機駐車スペース 21 台(来客(保護者等)用)
ビオトープ	330.88 m ²	生物の多様性等の体験学習施設
前庭(遊び場)	806.77 m ²	児童の憩いの場、遊び場等
植栽	682.35 m ²	正門からのアプローチ、運動場からの粉塵対策等
教材園	1,074.11 m ²	植物の栽培等の体験学習施設
その他(通路、法面)	3,764.35 m ²	各施設を結ぶ通路、法面
※駐車場		
(職員専用)	現〇〇小学校の駐車台数 30 台、職員数〇〇人(常勤〇〇人、非常勤〇〇人、ボランティア〇〇人)を基に、必要台数を決定。	
(来客用)	現〇〇小学校にて送迎車両が周辺集落の交通を妨げており、校内での乗降を可能となるよう計画。 現児童世帯数約 120 戸(台)を登校時間内 30 分間に処理可能(乗降約 5 分間)となるよう計画。	
	120 台×5 分=600 分 600 分÷30 分=20 台 身障者用 1 台 計 21 台	

② 校舎(構造)	鉄筋コンクリート造 3 階建
(必要面積)	3,109.58 m ² ≤ 3,110 m ² (運用細目)
	管理・特別教室棟 普通教室棟
	2,135.48 m ² + 974.10 m ² = 3,109.58 m ²
※基準(6~11 学級)	2,468 m ² +236(N-6) 〇〇小学校は各学年 1 学級 N=6
※特殊学級加算	1 学級につき 168 m ² 〇〇小学校は 1 学級
※多目的教室等加算	上記の面積に 1.180 を乗ずる。
	∴ (2,468+236(6-6)+168)×1.180≒3,110 m ²
屋上プール	400 m ² ≤ 400 m ² (公立学校施設整備補助金交付要綱)

【事例3】

○ (施設概要)

管理・特別教室棟 (管理諸室 他)	1階 1,049.02 m ² 、2階 1,027.14 m ² 、3階 59.32 m ² 、合計 2,135.48 m ²		
1階	職員室	100.80 m ²	
	校長室	33.60 m ²	
	事務室	28.80 m ²	
	保健室	89.10 m ²	
	相談室	31.20 m ²	
	特別支援室	60.25 m ²	
	その他	492.02 m ²	昇降口、倉庫、休憩室、他
2階	新世代学習室	119.80 m ²	少人数授業用多目的教室
	その他	352.75 m ²	給食配膳室、放送室、他
3階	その他	59.32 m ²	階段室等
(特別教室)	※文部科学省基準 学級数 6～11＝特別教室数 8		
1階	特別活動室	31.12 m ²	
	生活教室	39.00 m ²	
2階	音楽教室	124.80 m ²	準備室含む
	家庭科教室	124.80 m ²	準備室含む
	図工教室	88.82 m ²	
	理科教室	122.57 m ²	準備室含む
	コンピューター室	93.60 m ²	
普通教室棟	1階 480.57 m ² 、2階 493.53 m ² 、合計 974.10 m ²		
1階	1年生	66.15 m ²	
	2年生	66.15 m ²	
	3年生	66.15 m ²	
	多目的スペース	188.35 m ²	
	その他	93.77 m ²	便所、教材庫、他
2階	4年生	66.15 m ²	
	5年生	66.15 m ²	
	6年生	66.15 m ²	
	多目的スペース	188.35 m ²	

【事例3】

	その他	106.73 m ²	便所、教材庫、他
--	-----	-----------------------	----------

- ③ 屋内運動場(構造) 鉄筋コンクリート造 2階建
 (必要面積) 894 m² ≤ 894 m² (運用細目)
 ※基準(1~10 学級) 894 m²

(施設概要)

1階	894 m ²	アリーナ、ステージ、その他
2階	- m ²	ギャラリー
計	894 m ²	

2 事業の開始及び完成の時期

開始の時期 平成〇〇年〇〇月
 完了の時期 平成〇〇年〇〇月

3 事業に要する経費及び財源

(1) 経費

単位:千円

	平成〇〇年度以前	平成〇〇年度	平成〇〇年度以降	計
調査測量設計費	29,148	65,173	77,817	172,138
工事費	0	0	2,106,079	2,106,079
用地・補償費	0	317,277	0	317,277
その他	382	540	30,415	31,337
計	29,530	382,990	2,214,311	2,626,831

(2) 財源

単位:千円

	平成〇〇年度以前	平成〇〇年度	平成〇〇年度以降	計
国庫支出金	0	0	14,754	14,754
県補助金	0	0	608,073	608,073
起債	0	347,900	1,466,500	1,814,400
一般財源	29,530	35,090	124,984	189,604
計	29,530	382,990	2,214,311	2,626,831

※起債：旧合併特例事業(平成〇〇年〇〇月認定予定)

なお、万一起債が承認されない場合は一般財源をもって充当する。

所管名	文部科学省	〇〇県		〇〇市
会計名	学校施設環境改善交付金	〇〇〇〇〇〇交付金	市町村〇〇〇〇支援事業	一般会計
款	国庫支出金	県支出金	県支出金	教育費
項	国庫補助金	県補助金	県補助金	小学校費

【事例3】

目	教育費国庫補助金	教育費県補助金	教育費県補助金	学校建設費
---	----------	---------	---------	-------

(3) 補助率

	平成〇〇年度以降	備考
国	7.5/10	校舎
県	7.5/10	校舎、体育館、プール
	5/10	太陽光、屋外環境
	9.5/10	〇〇〇〇

根拠法令 〇〇〇〇特別措置法 第105条

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 第12条

学校施設環境改善交付金交付要綱 別表2

〇〇〇〇〇〇〇交付金制度要綱

4 事業の施工を必要とする公益上の理由

〇〇市における学校施設は、幼稚園6園、小学校9校、中学校5校が配置され、そのうち〇〇地区には、幼稚園が〇〇及び〇〇幼稚園の2園、小学校が〇〇及び〇〇小学校の2校、中学校は〇〇中学校1校が配置されている。

一方、〇〇市においては合併から〇〇年目を迎えたことを契機に、市を取り巻く社会環境の変化や各種制度等の改正に基づいて「第1次〇〇市総合計画（改定版）（平成〇〇年）（以下「総合計画」という。）」を新たに策定し、時代の変化に即応した柔軟性のある行政運営を図り、「海と緑と光あふれる〇〇市」の将来像実現に向けて諸施策を展開している。この総合計画の中で示された施策の大綱として、7つの基本方針を設定しており、その中の1つに「心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり」を掲げており、その実現に向け“学校教育の充実”を図ることとしている。

学校教育は、市の将来を担う児童・生徒の健全育成を図る上で大きな役割を担っている。当市においては、この次代を担う児童や生徒の心豊かな人間性を養い、知性や理性を磨き、心身ともにたくましく生きる人間の育成を目指すために、家庭や地域と学校の連携を強め、開かれた学校づくりを推進しており、そのためには教育環境の整備・充実を図るとともに、その基盤となる学校施設・設備の充実等が急務の課題として積極的に整備等を進めているところである。

この様な中、〇〇地区に存する小学校2校のうち〇〇小学校については、平成〇〇年に現在地に移転・新設され2学期始業時に開校している。

一方、〇〇小学校は明治〇〇年に“〇〇小学校”として設立され、明治〇〇年に現在地に移転し、その後、昭和〇〇年に〇〇町の行政分離により、字〇〇、字〇〇、字〇〇が〇〇小学校へ編入され、昭和27年の学制改革による6・3・3制施行により現校名である“〇〇小学校”に変更がなされ現在に至っており、平成〇〇年には創立130周年を迎える等、歴史と伝統に支えられ、地域に深く根ざした小学校として歩んできている。

しかしながら、現校舎は昭和〇〇年と昭和〇〇年にそれぞれ建築され、屋内運動場（体育館）は昭和〇〇年の建築、プールに至っては昭和〇〇年に設置されており、いずれも昭和〇〇年以前

【事例3】

の建築であり、耐震基準以下の構造物となっており、鉄筋コンクリート造の校舎及び屋内運動場においては築後30年以上を経過し、天井や壁等はコンクリート剥離等による老朽化が進んでいる。そのため、平成〇〇年度に耐力度調査（10,000点満点）を実施したところ、昭和〇〇年建築の校舎の耐力度点数は4,489点、昭和〇〇年建築の校舎は同4,010点及び屋内運動場は同4,241点となり、いずれも構造上危険な状態にある建物とされる5,000点以下を大きく下回っており、校舎等の建替えが急がれている。

また、〇〇小学校は字〇〇の既成集落内に存し、現敷地は狭隘なため校舎建替えに際しての“運用細目”に規定する面積の確保が難しいうえ、当校周辺は一般住宅等が建ち並んでいることから敷地の拡大も困難であり、さらに、集落内を走る生活道路は幅員狭小なうえ当該道路が通学路となり、歩道等の設置も行えない状況となっている。

加えて、〇〇地区の北側に存した3字の行政区が〇〇町の分離によって編入されたため、字〇〇の集落が〇〇地区の北端に存する結果となり、そのため〇〇小学校通学区域においても北端に存していることから、区域内の行政区からの通学距離に隔たりが生じており、〇〇小学校PTAを中心に校舎等の建替えを機に、区域内中央付近への移転が要望されている。

以上により、現状の校舎等は構造上危険な状態にあること、現校地は狭隘で拡大も困難なうえ、通学路の整備も行えないこと等、児童の安全を確保するうえで校舎の改築及び移転を行うことは、重要かつ緊急の課題となっている。

このような状況に対処するため、今回申請する本事業は計画されたもので、現在地から移転し新〇〇小学校を新設することによって、子ども達が安全、安心、快適、健康に過ごせる環境を確保し、高機能・多機能な学習が行えるよう、新たに“新世代学習教室”や“多目的スペース”を設置するとともに、屋外には環境にやさしく、ふるさと、自然の大切さを学ぶ教材となる“ビオトープ”も新たに配置するものである。さらに、“ユニバーサルデザイン空間”を計画することによって、地域に開かれ連携し、地域が支え協力し、地域づくりの核となる学校が造られるもので、“総合計画”に示された指針に掲げられる“学校教育の充実”が図られるものである。

また、移転先の校地は通学区域内のほぼ中央で、農地が広がる高台地に位置することから見通しが良く、現在、拡幅等の整備が進められている市道〇〇〇〇線及び同様な整備計画が予定されている〇〇土地改良〇〇号線に接道しており、隔たりのある通学距離の解消と児童の登下校時の防犯及び安全性が確保されるものである。さらに、〇〇地区内の小学校2校における過去5カ年の児童数の推移は、〇〇小学校が1.106、1.012、0.982、0.969と横ばいから減少傾向を示し、一方〇〇小学校においては1.011、0.992、1.022、1.038と横ばい状態から増加傾向にあり、今後も〇〇小学校区域において児童数の増加が見込まれていることから、将来の通学区域の変更にも対応できるよう移転先を選定しているものである。

一方、新〇〇小学校は耐震安全性を考慮した“官公庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）”に沿った構造体の建築物となるもので、大地震の発生等災害時における重要な避難場所のひとつとしての役割も併せ持つものであり、安全で安心できる社会形成にも寄与するものである。

なお、本事業における環境影響評価については、「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号）及び「〇〇県環境影響評価条例」（平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇県条例第〇〇号）の対象に該当しないため、現地調査及び主要地方道〇〇〇〇線（地域高規格道路 〇〇道路）整備事業に係る環境影響評価書（以下「〇〇道路」という。）を類似事例として採用するもので、本事業地は

【事例3】

土地改良地内に位置しており、〇〇道路のうち同様な土地改良地内に属する箇所を類似する箇所（以下「類似箇所」という。）として、当該データ等を基に任意で検討を行った。

類似箇所において、工事中（建設機械の稼働、建設資材の運搬）における大気汚染、騒音、振動の各項目は環境基準値等を達成するものと予測されており、本事業地との規模等を比較のうえ、本事業においても保全目標が達成されるものと予測される。

希少動植物のうち、植物については周辺環境が類似する〇〇道路整備事業の事業地（以下「類似箇所」という。）において類似箇所において重要な種が2種確認されており、本事業地においても重要な種が存在する可能性はあるものの、類似箇所においていずれの種も多数確認され、元々畑地や路傍に生育する等、環境への影響は軽微なものと評価されていることから、本事業地においても同様に環境への影響は軽微なものと予測される。なお、本事業地での現況調査の結果は、〇〇を中心に野菜や果樹類等が植えられた耕作地となっており、類似部分と同様に環境への影響は軽微なものと予測される。なお、樹木等についても耕作者等が植栽等を行ったものであり、今後、所有者等においてこれらについては移植等がなされるものである。

動物については、類似箇所において重要な種として、哺乳類7種、鳥類15種、両生類2種が確認されており、本事業地も類似箇所と同様な自然環境等を有することから、これらの重要種が生息する可能性があるものの、類似箇所において土地の改変により生息環境の縮小が生じるものの、周囲に同様な生息環境が残存すること、移動や飛翔能力が高いこと、また、造成等の施工による一時的な影響についても、夜間工事を行わないこと、重要種が忌避行動をとること等により、環境への影響は軽微なものと予測されており、本事業地においても類似箇所と同様に環境への影響はほとんどないものと予測される。

さらに、起業地内の文化財については〇〇市教育委員会から、文化財（埋蔵含む）は確認されていないため事前協議の必要はない旨の回答を受けている。なお、工事中に陶器片などが発見された場合には、文化財保護法を遵守し、速やかに同委員会に届出を提出するとともに協議のうえ、適切な措置を講ずることとしている。

以上のとおり、本事業計画の社会的、経済的効果は著しく、公益に資するところは大きなものがある。

表一1 〇〇地区内小学校(〇〇小学校・〇〇小学校)の児童数の推移

区分		H〇〇年度	H〇〇年度	H〇〇年度	H〇〇年度	H〇〇年度
〇〇小	児童数	150名	166名	168名	165名	160名
	伸び率 (次年/当年)	1.106	1.012	0.982	0.969	-
〇〇小	児童数	766名	775名	769名	786名	816名
	伸び率 (次年/当年)	1.011	0.992	1.022	1.038	-

5 取用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

【事例3】

(1)事業に必要な土地の面積

イ 収用の部分

地目	地積	備考
畑	17,270.95 m ²	
原野	1,805.09 m ²	
用排水路	214.93 m ²	
計	19,290.97 m ²	

ロ 使用の部分

なし

(2) 起業地内にある主な物件の数量

種別	数量	備考
建物	2棟	
工作物	2箇所	

(3) これらを必要とする理由

これらの土地は、事業計画の概要で述べたとおり、本事業を実施するための必要かつ最小限の用地であります。

6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

〇〇小学校は校舎及び屋内運動場の老朽化が進み、耐力度調査において危険建物と判断されたことからその建替え並びに通学区域内の北端・字〇〇集落内に存し、校地が狭隘なうえ拡大も困難で、通学路の整備も行えない状況にあり、加えて通学区域に隔たりがあることから、PTAを中心に区域内中央付近への移転が要望されている。

その中で本事業は、耐震安全性を考慮した校舎等を新設し、併せて通学区域内の中央付近に移転するもので、子ども達が安全で安心して過ごせ、高機能・多機能な学習スペース等を確保するとともに、通学路の整備等が可能となり登下校時の児童の安全確保や通学距離の隔たりの解消、さらに、災害発生時における避難場所のひとつとして重要な役割も併せ持つもので、その機能強化も図られるものである。

なお、新〇〇小学校の移転先の選定にあたっては、現在地も併せて通学区域内の現状を踏まえ、社会的、技術的及び経済的観点から、次の点に留意し検討を行ったものである。

- ・校舎等の建替えに必要な面積が確保できること
- ・通学路における防犯、安全性が図られること
- ・通学距離の隔たりの解消及び災害時の避難場所として、適正に配置されること
- ・地域計画及び関連公共事業との整合性が図れること
- ・用地費等の事業経済性等、

これらを踏まえ、次の候補地を選定し、比較検討のうえ起業地を決定したものである。

【事例3】

第1案（現〇〇小学校、校地面積 13,000 m²）

本案は、現〇〇小学校において建替えを行う案である。

校地が狭隘なため、文科省基準に則って高機能等校舎やピオトープ等を設置するには、現状の3階建てに階層を増やす必要が生じるため、利便性等が劣る。また、通学距離の隔たりは解消できず、通学路の整備も行えないため、登下校時における児童の安全性が確保できない。用地費等が不要なため事業は最も安価となる。

以上により、本案は事業費が他案に比べ安価であるものの、通学区域内の行政区から強く要望されている通学距離の隔たりの解消や将来の通学区域の変更にも対応できず、災害時の避難所として適正な配置とはならないことから、総合的に評価し合理的な案とはいえない。

第2案（申請案、校地面積 19,291 m²）

本案は、〇〇区の北東側の土地改良地内を移転先地とし、建替えを行う案である。

校地は 19,291 m² が確保でき、形状も整形地であることから、高機能等校舎をはじめ各施設の配置や既設の排水路等も在ることから排水計画等も容易である。また、区域内のほぼ中央付近に位置し、接道する市道等は拡幅工事等や整備が計画され、さらに、高台の位置することから見晴らしが良い等、通学路の隔たりの解消、登下校時の児童の防犯及び安全性が確保されるものである。加えて事業費は第1案を除いて最も安価であることから、総合評価において、社会的及び技術的にも最も合理的な案といえる。

第3案（校地面積 26,000 m²）

本案は、〇〇区の北西側の農地内を移転先地とし、建替えを行う案である。

校地は 26,000 m² が確保できるため、形状が不整形地であるものの、高機能等校舎をはじめ各施設の配置は比較的容易であるが、有効活用が行えないスペースが生じる。また、土地内は窪地のため、盛土等の整地費用が膨大となる他、既設の排水路は耐久性等が劣るため改修が必要となり、加えて当地の下流部において以前に冠水被害があったことから、当地の整備によって新たな被害をもたらす恐れがある。一方、区域内のほぼ中央付近に位置するため、通学距離の隔たりは解消されるものの、窪地のため見通しが劣り、通学路の整備等も現時点で計画されておらず、登下校時の児童の防犯・安全性が確保できない。加えて事業費は第2案より劣る等、総合評価において、社会的、技術的及び経済的にも合理的な案とはいえない。

第4案（校地面積 20,300 m²）

本案は、通学区域内の南西端、一般県道〇〇号線沿いの未利用地内を移転先地とし、建替えを行う案である。

校地は 20,300 m² が確保できるものの、形状が歪なため、高機能等校舎をはじめ各施設の配置は容易に行えず、校舎の階層について検討を行う必要がある他、区域内の南西端に位置するため、通学距離について新たな隔たりが生じる。また、県道（幹線道路）沿いに位置するものの、周辺道路は歩道等が未整備で、整備計画もないこと等、登下校時における児童の防犯、安全性は劣り、加えて県道沿いのため用地費が膨大となり、事業費は最も高額となること等、総合評価において、

【事例3】

社会的、技術的及び経済的にも合理的な案とはいえない。

以上の第1案～第4案の各候補地について、現地調査を実施し比較検討を行った結果、第2案を起業地として選定したものであり、当該土地を起業地として用いることは土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。